

令和5年度鴨川市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度鴨川市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位 千円）		
事項	期間	限度額
量水器交換等業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	12,173
電気・通信等施設整備及び事務機器等の保守に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	11,778
管理施設警備業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	225
水質検査業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	15,403
土砂処理業務に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	41,250
薬品等に係る購入費	自 令和5年度 至 令和6年度	65,685

令和5年12月1日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫